









4 経済産業大臣又は都道府県知事は、その職員に、第一項の自主検査に立ち合わせることができること。

(安定度試験)

第三十六条 火薬類を輸入した者又はその製造所有する者は、経済産業省令で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。

(不良火薬類の措置)

第三十七条 火薬類の所有者は、前条の安定度試験の結果経済産業省令で定める技術上の基準に適合しない火薬類があつたときは、その火薬類を廃棄しなければならない。

(火薬類の混包等の禁止)

第三十八条 火薬類は、他の物と混包し、又は火薬類でないようみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送してはならない。

(危険時の措置及び届出)

第三十九条 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者は、直ちに経済産業省令で定める応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出なければならない。

(喫煙等の制限)

第四十条 何人も、火薬類の製造所又は火薬庫においては、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の指定する場所以外の場所で、喫煙

し、又は火気を取り扱ってはならない。何人も、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火し易い物を携帶して火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入つてはならない。(帳簿)

第四十一条 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売、出納又は消費について経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告の徴収)

第四十二条 経済産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をかるため、必要があると認めるときは、製造業者若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関し、報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十三条 経済産業大臣、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄業者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

2 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄業者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第十一条第一項、第十二条第一項、第二十四条第一項又は第二十七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けることとしたとき。

4 第十五条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。

5 第三十六条第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

6 第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第二十八条第四項、第三十四条、第三十六条第二項若しくは次条第一号の命令又は同条第二号の禁止若しくは制限に違反したとき。

7 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

8 第四十八条第一項の条件に違反したとき。(緊急措置等)

9 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

10 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

11 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

12 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

13 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

14 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

15 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

16 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

17 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

18 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

19 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

20 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

21 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

22 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

23 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

24 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

25 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

1 第九条第一項若しくは第二項、第十一條第一項第一項若しくは第三項第一項の規定による監督又は指導を行なわせるため、経済産業省に火薬類取締官を置く。

2 第二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

四 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

第五条の二 警察官は、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、火薬類を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、当該車両により火薬類を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証

明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

三 第十一条第一項、第十二条第一項、第二十四条第一項又は第二十七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けることとしたとき。

4 第十五条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。

5 第三十六条第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

6 第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第二十八条第四項、第三十四条、第三十六条第二項若しくは次条第一号の命令又は同条第二号の禁止若しくは制限に違反したとき。

7 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

8 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

9 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

10 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

11 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

12 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

13 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

14 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

15 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

16 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

17 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

18 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

19 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

20 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

21 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

22 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

23 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

24 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

25 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

26 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

27 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

28 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

29 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

30 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

31 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

32 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

第六条の二 警察官は、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、火薬類を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、当該車両により火薬類を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証

明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

第七条の二 完成検査及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

2 第四十三条第四項及び第五項の規定は、前項

(火薬類取締官)

第三条第一項、第二項又は第三項第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けることとしたとき。

4 第十五条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。

5 第三十六条第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

6 第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第二十八条第四項、第三十四条、第三十六条第二項若しくは次条第一号の命令又は同条第二号の禁止若しくは制限に違反したとき。

7 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

8 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

9 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

10 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

11 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

12 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

13 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

14 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

15 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

16 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

17 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

18 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

19 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

20 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

21 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

22 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

23 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

24 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

25 第六条第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

26 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

27 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

28 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

29 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

30 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

31 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

32 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

33 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

34 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

35 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

36 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

37 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

38 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

39 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

40 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

41 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

42 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

43 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

44 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

45 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

46 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

47 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

48 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

49 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

50 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

51 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

52 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

53 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

54 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

55 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

56 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

57 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

58 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

59 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

60 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

61 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

62 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

63 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

64 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

65 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

66 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

67 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

68 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

69 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

70 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

71 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

72 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

73 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

74 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

75 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

76 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

77 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

78 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

79 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

80 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

81 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

82 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

83 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

84 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

85 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

86 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

87 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

88 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

89 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

90 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

91 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

92 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

93 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

94 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

95 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

96 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

97 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

98 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

99 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

100 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

101 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

102 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

103 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

104 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

105 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

106 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

107 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

108 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

109 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

110 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

111 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

112 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

113 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

114 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

115 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

116 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

117 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

118 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

2  
前条第一項の規定により申請した者は、特定施設又は火薬庫に係る保安検査のための組織及び保安検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならぬ。  
(次略条項)  
**第四十五条の三の六** 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第二項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定を受けることができない。  
一 第四十五条の三の二第一項又は第四十五条の三の四第一項の申請に係る製造所について

第四十五条の三の七 第四十五条第一項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十五条の三の二及び第四十五条の三の三の規定は、第十五条第二項第二号の認定の更新に準用する。

3 第四十五条の三の四及び第四十五条の三の五の規定は、第三十五条第一項第二号の認定の更新に準用する。

2 檢査の記録を届け出ることができる。  
県知事に経済産業省令で定める事項を記載した  
認定保安検査実施者は、第三十五条第四項の  
経済産業省令で定める方法により、認定を受けた  
特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行い、  
当該特定施設又は当該火薬庫が第七条第一号又  
は第十二条第三項の技術上の基準に適合し、並  
びに第三十五条第二項の保安の確保のための組  
織及び方法に係る事項として経済産業省令で定  
めるものを実施していることを確認したとき  
は、経済産業大臣又は都道府県知事に経済産業

2 第四十四条の規定により第三条又は第五条の許可が取り消されたときは、許可を取り消された第三条の製造所又は第五条の販売所に係る火薬庫に係る第十五条第二項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

(指定) 第三節 指定試験機関

一 特定施設又は火薬庫に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定施設又は火薬庫に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成し、その保安検査の方法が第三十五条第四項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 経済産業省令で定める条件に適合する知識と経験を有する者が特定施設又は火薬庫に係る保安検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

(認定の更新) 部若しくは一部の引渡しを受け第三条の許可を受けた者又は第十二条の第二項の火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者については、その製造業者が当該施設について第十五条规定第一項の完成検査を受け、第七条第一号の技術上の基準に適合していると認められた日又はその火薬庫の設置の許可を受けた者が当該火薬庫について第十五条第一項の完成検査を受け、第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められた日から二年を経過したときは、前項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

薬庫に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあるのは「保安検査規程」と、「第四十五条の三の三第一項第三号」とあるのは「第四十五条の三の五第一項第三号」と読み替えるものとす  
る。  
(検査記録の届出)  
**第四十五条の三の十** 認定完成検査実施者は、第十五条规定の經濟産業省令で定める方法によ  
り、認定を受けた変更工事に係る完成検査を行  
い、製造設施又は火薬庫が第七条第一号又は第  
十二条第三項の技術上の基準に適合しているこ  
とを確認したときは、經濟産業大臣又は都道府

七 前条第一項又は第二項の規定による届出の際は、虚偽の届出を行つたとき。

八 経済産業大臣が第四十五条の三の九第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により検査記録の提出を求めた場合において、その求めに応じなかつたとき。

九 第四十五条の三の六第一項第五号又は第七号に該当するに至つたとき。

十 不正の手段により第十五条第二項第二号若しくは第三十五条第一項第二号の認定又はそ

2 前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設又は火薬庫を明らかにして行わなければならぬい。  
(保安検査に係る認定の基準等)  
**第四十五条の三の五** 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

六 つた日から二年を経過しない者  
　第四十五条の三の十一第一項の規定により  
第十五条第二項第二号又は第三十五条第一項  
第二号の認定を取り消され、その取消しの日  
から二年を経過しない者  
七 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち  
に前二号のいずれかに該当する者があるもの

る事項を記載した検査記録を作成し、これを保存し、経済産業大臣からその検査記録の提出を求められたときは、速やかにそれを提出しなければならない。

3 前二項の規定は、認定保安検査実施者に準用する。この場合において、第一項中「変更工事係」に係る「既成資金」これらのは「持定期間又はそく

六 第四十五条の三の三第一項各号又は第四十五条の規定により経済産業大臣による事業の停止の命令を受けたとき。  
五 第四十五条第一号又は第二号の措置をされたとき。

**第四十五条の三の四** 第三十五条第一項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫ごとに、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者であつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）又は火薬庫に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

薬類による災害が発生した日から二年を経過しないもの

四 火薬庫の所有者又は占有者であつて、当該火薬庫において火薬類による災害が発生した日から二年を経過しないもの

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

(認定を受けた者の義務)  
**第四十五条の三の九** 認定完成検査実施者は、その認定を受けた変更工事に係る完成検査を行うときは、完成検査規程に従い、かつ、第四十五条の三の三第一項第三号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

二条第一項の火薬庫において火薬類による災害が発生したとき。  
二 認定を受けている第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫において発火その他火薬類による災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。

三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が変更工事に係る完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。  
前条第一項の規定により申請した者は、変更工事に係る完成検査のための組織及び完成検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。  
(保安検査による認定)

て、第十五条第一項の完成検査を受け、第七条第一号の技術上の基準に適合していると認められた日から二年を経過しない者、第四十五条の三の二第一項又は第四十五条の三の四第一項の申請に係る火薬庫について、第十五条第一項の完成検査を受け、第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められた日から二年を経過しない者、製造業者であつて、当該製造所において火

**(変更の届出)**  
**第四十五条の三の八** 認定完成検査実施者は、完成検査のための組織又は完成検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
2 認定保安検査実施者は、保安検査のための組織又は保安検査の方針に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

省令で定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。  
(認定の取消し等)

卷之三

(欠格條項)

者は、第三十一条の三第一項の指定を受けること  
ができない。

二 第四十五条の十六第二項の規定により指定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

　　イ 第一号に該当する者

　　ロ 第四十五条の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

**第四十五条の六** 経済産業大臣は、第三十一条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公平になるおそれがないものであること。

(変更の届出)

**第四十五条の七** 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは委任都道府県知事に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(試験事務規程)

**第四十五条の八** 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といいう。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

4 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

**第四十五条の十二** (役員の解任命令) 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

**第四十五条の十三** 指定試験機関は、試験事務を行いうときは、製造保安責任者又は取扱保安責任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

**第四十五条の十六** 経済産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならぬい。  
（指定の取消し等）  
経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第四十五条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
二 第四十五条の八第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。  
三 第四十五条の八第四項、第四十五条の十二（第四十五条の七第三第四項）にて準用する

(指定の基準)  
第四十五条の六 逕等産業大臣は、第三十一条の

の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

は、経済産業省令で定めるところにより、経済  
産業大臣にその旨を届け出なければならぬ。

四 第四十五条の九第一項、第四十五条の十第一項の規定による命令に違反したとき。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第四十五条の十四 指定試験機関の役員若しくは  
職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

3 指定を受けたとき。  
経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。  
(経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。  
(変更の届出)

始前に第三十一条の三第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様に三十日。

**第四十五条の十五** 経済産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきこと

九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第三項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事

は、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬい。

3 指定試験機関は、事業計画及び收支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。  
指定式試験機関は、毎事業年度終了後二月以内

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験

なつた場合において経済産業大臣が必要があると認めるときは、経済産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは委任都道府県知事に、試験事務を取り扱う事務所の所在地

に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 行うものとする。  
経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又

事に、それぞれその変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

**第四十五条の十一** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

あると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

務を行うこととなる事由がなくなつたときは速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(役員の解任命令)

12

(指定の取消し等)

(帳簿)

**第四十五条の十八** 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務について経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

**第四十五条の十九** 削除  
(報告の徴収)

**第四十五条の二十** 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に關し、報告をさせることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し、報告をさせることができる。  
(立入検査等)

**第四十五条の二十一** 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができること。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業省令への委任)  
(指定完成検査機関及び指定保安検査機関)

**第四十五条の二十二** この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

**第四節 指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定等)**  
(指定完成検査機関の指定等)

**第四十五条の二十三** 第十五条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

**第四十五条の二十四** 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は

二 第四十五条の三十四の規定により指定を取締り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

四 第四十五条の二十五 経済産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるものほか、完成検査が公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 完成検査の業務を行つうに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとなるないこと。

(指定の更新)  
(経済産業省令の指定等)

**第四十五条の二十六** 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。  
(完成検査の義務)

**第四十五条の二十七** 指定完成検査機関は、完成検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

2 指定完成検査機関は、完成検査を行うときは、は、第四十五条の二十五第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に完成検査を実施させなければならない。

**第四十五条の三十四** 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

**第四十五条の二十九** 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止)

**第四十五条の三十** 指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(解任命令)

**第四十五条の三十一** 経済産業大臣は、第四十五条の二十五第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

**第四十五条の三十二** 指定完成検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、完成検査の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 完成検査の業務に從事する指定完成検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に從事する職員とみなす。

(立入検査等)

**第四十五条の三十七** 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第四十五条の三十四** 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

**第四十五条の二十四** 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

2 第四十五条の二十九第三項、第四十五条の三十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

3 第四十五条の二十九第一項ただし書の指定を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。

4 第四十五条の二十九第三項、第四十五条の三十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 不正の手段により第十五条第一項ただし書の指定を受けたとき。

(帳簿)

**第四十五条の三十五** 指定完成検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査について、経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告の徴収)

**第四十五条の三十六** 経済産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持を図るため、必要があると認めるときは、指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告)

**第四十五条の三十七** 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。



する災害の発生に係るものに限る。) の規定は、適用しない。

(経済産業大臣と国家公安委員会との関係等)

**第五十二条** 都道府県知事は、第十七条第一項又は第二十五条第一項の許可をしようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十一条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項、第二十五条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第四項、第四十四条若しくは第四十五条の規定による処分をしたとき、又は第十二条の二第二項若しくは第十六条の規定による届出を受理したときは、政令で定める区分により、速やかにその旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁に通報しなければならない。

国土交通大臣は、第四十五条の緊急措置(船舶に係るものを除く。)をしたときは、政令で定める区分により、すみやかにその旨を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に通報しなければならない。

国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定める区分により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

警察官は、第三十九条第二項又は第四十六条第一項の規定による届出を受理したときは、すみやかにその旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(公示)  
**第五十三条** 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。  
一 第十五条第一項ただし書 第三十二条の三  
第一項又は第三十五条第一項第一号の指定をしたとき。

二 第十五条第二項第一号又は第三十五条第一項第二号の認定をしたとき。

三 第四十五条の三の十一第一項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

四 第三十一条の三第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとされたとき。

五 第四十五条の七第一項又は第四十五条の二十八(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

六 第四十五条の九第一項の許可をしたとき。

七 第四十五条の十六第一項若しくは第二項又は第四十五条の三十四(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定試験機関がした処分等についての審査請求による届出があつたとき。

八 第四十五条の三十(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定試験機関がした処分等についての審査請求による届出があつたとき。

九 第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

十 第四十五条の三十一第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

十一 第三十二条の三第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

十二 第三十二条の三第一項の規定により指定試験機関に行わせることとした試験事務を当該指定試験機関に行わせることとしたとき。

十三 第四十五条の七第二項の規定による届出があつたとき。

十四 第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

十五 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

十六 第三十二条の三第一項の規定により指定試験機関に行わせることとした試験事務を当該指定試験機関に行わせることとしたとき。

十七 第四十五条の七第二項の規定による届出があつたとき。

十八 第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

十九 第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二十 第四十五条の三十一第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二十一 第三十二条の三第一項の規定により指定試験機関に行わせることとした試験事務を当該指定試験機関に行わせることとしたとき。

二十二 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせないこととしたとき。

二十三 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二十四 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二十五 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二十六 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二十七 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二十八 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二十九 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三十 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

三十一 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三十二 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

三十三 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三十四 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

三十五 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三十六 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

三十七 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三十八 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

三十九 第四十五条の三第一項の規定により試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

四十 第四十五条の三第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第八条、第三十一条第五項、第三十四条、第四十四条、第四十五条の十二(第四十五条の十第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の十六第一項若しくは第二項、第四十五条の三十一(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の三十二(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四十四条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

四十五条の十六第一項若しくは第二項、第四十五条の三十一(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四十六条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

四十七条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

四十八条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

四十九条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五一条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十二条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十三条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十四条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十五条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十六条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十七条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十八条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

五十九条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

六十条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

六十一条、第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。の規定による届出があつたとき。

(都道府県又は指定都市が処理する事務)  
第五十六条の二 この法律に基づく命令の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととすることができる。

第五十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規範により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、産業保安監督部長に行わせることができる。

この法律又はこの法律に基づく政令の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第五十四条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣が指定試験機関がした処分等についての審査請求を却下する場合は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項及び第二項並びに第四十九条第三項の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手続における意見の聴取)  
(経済産業大臣の指示)

第五十七条の二 経済産業大臣は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律又は第五十六条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

(大都市の特例)  
(国に対する適用)

第五十七条の三 この法律の規定は、第四十九条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

(都道府県又は指定都市の長が処理する事務)  
第五十七条の四 第二章及び前章第一節(第三十一条第三項及び第五項、第三十二条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三項並びに第四十一条第一項を除く。)並びに第四十五条の三十一、第四十六条第二項、第四十七条及び第五十二条(第四項を除く。)の規定により都道府県知事が公開による審査請求を却下する場合を除き、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えるなければならない。

第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(審査請求の制限)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定による許可を受けないで火薬類の製造の業を営んだ者

二 第四条の規定に違反した者



この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(経過措置)**  
改正前の第二十条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書は、改正後の第十九条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書とみなす。  
改正前の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類作業主任者若しくは火薬類取扱主任者又は火薬類作業主任者の代理人は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理人とみなす。  
改正前の第三十一条第三項の規定に基づいて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状(火薬類取締法附則第五項の規定により同法の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなされたものを含む)は、それぞれ改正後の同条第一項又は第二項の火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状とみなす。  
この法律の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄**  
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。  
この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。  
**附 則 (昭和三八年三月二二日法律第八〇号) 抄**  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九〇日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則 (昭和四一年六月七日法律第八〇号) 抄**  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。

定（若ハ其ノ更新、登録」を加える部分を除く。）、第二十二条の改正規定（第四条第七項）を改める部分のうち第八条ノ三第七項に係る部分及び「狩猟免状」を改める部分を除く。）、第二十二条ノ二本文の改正規定、第二十三条の改正規定（第十四条第三項）を改める部分を除く。）、二十四条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」）を加える部分に限る。）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則** **（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二十条** この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下この条において「处分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらに基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

**第二十一条** この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関に対してもした申請等とみなす。

**附 則** **（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** **（昭和五七年七月一六日法律第六号）**

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(施行期日) **第一條** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附則) **抄** **附則** (昭和五九年五月八日法律第二五号)  
**（施行期日）** **第一條** この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
**（経過措置）**

**第二十三条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

**第二十四条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対にしてした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対ししてした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してもした申請等とみなす。

**附則** (昭和六一年五月二〇日法律第五四号)  
**（施行期日）** **抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略  
**第六条** この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 第三条中火薬類取締法第四十九条第一項及  
び第二項の改正規定 昭和六十二年四月一日  
(罰則に関する経過措置)



**第二十五条** 第三条の規定による改正後火薬類取締法の一部改正に伴う経過措置  
取締法（以下「新火薬類取締法」という。）第十二条第一項ただし書及び第二項又は第十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、第三条の規定の施行後に行う変更の工事から適用し、同条の規定による改正前の火薬類取締法（以下「旧火薬類取締法」という。）第十一条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた変更の工事については、なお従前の例による。

**第二十六条** 第三条の規定の施行の際現にされるる危害予防規程の変更の認可の申請であつて、新火薬類取締法第二十八条第二項に規定する危害予防規程の変更に該当するものは、同項の規定によりした当該危害予防規程の変更の届出とみなす。

**第二十七条** 新火薬類取締法第二十八条第一項の規定については、当該各規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第六十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全協会については附則第十条の規定によりなつては附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失效前）にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第七十条** 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

施行する。ただし、第四条及び第七条の規定について、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(罰則に係る経過措置)**

**第二条** この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年五月三一日法律第五号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十四年七月一日から施行する。  
**(経過措置)**

**第二十九条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他的行为(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**罰則の適用** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年七月一二日法律第八号) 抄**  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成一五年六月一一日法律第六号) 抄**  
(施行期日)

(火薬類取締法の一部改正に伴う経過措置)  
**第十一条** 第九条の規定による改正前の火薬類取締法第三十一条の二第一項に規定する免状交付事務の委託を受けた法人の役員又は職員であつた者に係る当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
(処分等の効力)

**第十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第十四条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
令で定める。

**附 則 (平成一六年六月九日法律第九四号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五条まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の

それぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

### (罰則の適用に関する経過措置)

**第二十七條** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、本条第一項の別二三

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 費 (平成十七年六月二九日法律第七三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年

え範囲内において政令で定める日から

する。ただし、次条及び附則第八条の規定

公石の日が行なわれる。(案類取締法等の一部改正に伴う経過措置)

附則第三条の規定による改正前の火薬類  
云第二十三(三)の規定、付則第四(三)の規定

**法第五十三條の規定** 附則第四条の規定に

## 附則第五条の規定による改正前のガス事業

四十八条の規定、附則第六条の規定による前項の電気用品を全く同一の規定又は

前の電気用品安全法第四十九条の規定又は

保及び取引の適正化に関する法律第八十九

規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般意見を聽いては、折衷の適用につい

新法の適用は、ついで見を聽いたときは、それぞれ新法第三十九条第一項の規定によ

続を実施したものとみなす。

附 則  
（平成一八年六月一日法律第五〇）

の法律は、一般社団・財団法人法の施行の

ら施行する。

附 則  
（平成二年七月一七日法律第八五号）

五号  
行期日)

この法律は、条約が日本国について効力

する日から施行する。

附見立月三金六月二十四日清行第十一

行期日

この法律は公布の日から起算して一十  
経過した日から施行する。

**附則**（平成二五年六月一四日法律第四

四号) 行期日) 抄  
この法律は、公布の日から施行する。

の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの方行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第八条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

**第三条** 第十一条の規定及び附則第三条の規定に基づく日から起算して六月を経過した日（罰則に関する経過措置）

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** **(令和元年六月一四日法律第三十七号)抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

**(行政庁の行為等に関する経過措置)**

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**(施行期日)**

**附 則** **(令和四年六月一七日法律第六八号)抄**

---

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第五百九条の規定 公布の日